

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認可地縁団体の認可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	地方自治法第 260 条の 2 第 14 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 260 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、認可地縁団体が地方自治法第 260 条の 2 第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p> <p>2. 地方自治法第 260 条の 2 第 2 項各号は次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日